

公益財団法人 東京都 防災・建築まちづくりセンター 確認申請等手数料

**【建 築】法第6条第1項第4号（一戸建ての住宅に限る）**

（単位 円）

申請区分 床面積の合計	建築確認	完了検査
100㎡以内のもの	17,000	24,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	24,000	30,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	38,000	42,000

**【建 築】**

（単位 円）

申請区分 床面積の合計	建築確認	中間検査	完了検査	
			中間検査なし	中間検査あり
100㎡以内のもの	32,000	39,000	41,000	39,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	50,000	54,000	56,000	54,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	68,000	72,000	77,000	75,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	111,000	94,000	115,000	113,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	162,000	136,000	167,000	161,000
2,000㎡を超え、4,000㎡以内のもの	284,000	170,000	205,000	184,000
4,000㎡を超え、6,000㎡以内のもの	341,000	198,000	247,000	226,000
6,000㎡を超え、8,000㎡以内のもの	368,000	227,000	291,000	270,000
8,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	412,000	252,000	322,000	300,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	526,000	320,000	377,000	356,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	656,000	412,000	485,000	463,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	1,242,000	850,000	974,000	952,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	1,587,000	1,089,000	1,243,000	1,221,000
200,000㎡を超えるもの	1,794,000	1,287,000	1,469,000	1,443,000

- 【備考】
- 当センターで確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転を除く）は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1。（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する床面積）
  - 当センターで建築物の移転・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更をする場合の建築確認手数料は、当該移転、修繕模様替又は用途変更に係る部分の床面積の2分の1。
  - 当センターで建築物の増築により既存部分の遡及適用が及ぶ場合の建築確認手数料には、既存遡及する部分の床面積の2分の1の建築確認手数料を加える。
  - 当センターで確認を受けていない建築物の計画変更・検査手数料には、上記で算出した建築確認手数料の半額を加える。
  - 告示計算を用いる避難安全検証による審査手数料は別途見積りとする。
  - 告示計算を用いる耐火性能検証による審査手数料は別途見積りとする。
  - 特殊な構造計算（限界耐力計算、告示免震等）による審査手数料は別途見積りとする。
  - 当センターで仮使用認定を受けた建築物の完了検査手数料は、所定の手数料の10分の9に減額する。
  - 手数料の納入方法は、センターの指定する銀行口座へ振込にて支払う。
  - 手数料の納入時期は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター確認業務約款第5条による。

※構造計算適合性判定が対象となる物件、省エネ適合性判定の対象となる物件、特定天井がある物件に関しては、上記料金に下表の料金を加算した額となります。

**【構造計算適合性判定を省略する確認審査等手数料】**

（単位 円）

床面積	構造計算適合性判定を省略し確認審査を行うもの （ルート2）	構造計算適合性判定を行うもの
1,000㎡以内のもの	125,000	10,000/件
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	167,000	
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	192,000	
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	255,000	
50,000㎡を超えるもの	469,000	

- 【備考】
- 「構造計算適合性判定を省略する確認審査を行うもの」の手数料とは、比較的容易な構造計算（いわゆるルート2）で構造計算適合性判定を省略する場合の確認審査手数料。
  - 「構造計算適合性判定を省略し確認審査を行うもの」の手数料は、構造上別棟となる部分ごとの床面積によりそれぞれ算定する。
  - 「構造計算適合性判定を行うもの」の手数料とは、構造適合性判定との整合性確認等の事務手数料。

**【特定天井に係る審査手数料】**

(単位 円)

申請区分 特定天井部分の床面積	確認申請	計画変更
200㎡を超え、500㎡以内のもの	100,000	80,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	150,000	120,000
1,000㎡を超えるもの	200,000	160,000

【備考】 1. 一の特定天井部分ごとの床面積によりそれぞれ算定する。

**【建築物省エネ法に係る適合義務のある建築物に係る審査手数料】**

(単位 円)

申請区分	省エネ適合性判定を要する部分	建築する部分全てが省エネ適合性判定を要するもの(全部)	建築する部分の一部が省エネ適合性判定を要するもの(一部)
建築確認		10,000/件	
完了検査	当センターから直前の適合性判定を受けた建築物	完了検査手数料×20%	完了検査手数料×20%× (判定を要する部分の床面積/検査対象床面積)
	当センター以外から直前の適合性判定を受けた建築物	完了検査手数料×40%	完了検査手数料×40%× (判定を要する部分の床面積/検査対象床面積)
仮使用認定	当センターから直前の適合性判定を受けた建築物	仮使用認定手数料×20%	仮使用検査手数料×20%× (判定を要する部分の床面積/検査対象床面積)
	当センター以外から直前の適合性判定を受けた建築物	仮使用認定手数料×40%	仮使用検査手数料×40%× (判定を要する部分の床面積/検査対象床面積)

【備考】 1. 「建築確認」での手数料は、省エネ適合性判定との整合性確認等の事務手数料。

**【仮使用認定】**

(単位 円)

仮使用申請部分の床面積の合計	仮使用認定
500㎡以内のもの	55,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	169,000
1,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	242,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	397,000
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	619,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	1,100,000
100,000㎡を超えるもの	1,410,000

【備考】 1. 当センターで確認を受けていない仮使用認定手数料には、建築確認手数料の半額を加える。  
2. 手数料の納入方法は、センターの指定する銀行口座へ振込にて支払う。  
3. 手数料の納入時期は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター確認業務約款第5条による。

\*：省エネ適合性判定の対象となる物件に関しては、上記料金に「建築物省エネ法に係る適合義務のある建築物に係る審査手数料」を加算した額となります。

**【工作物】**

(単位 円)

申請区分 工作物の高さ	確認申請	計画変更	完了検査
4m以内のもの	21,000	17,000	24,000
4mを超え、10m以内のもの	40,000	32,000	44,000
10mを超えるもの	78,000	63,000	86,000

【備考】 1. 工作物1基についての手数料である。  
2. 特殊な工作物(風車、10m超えの高架水槽塔、電波塔等)は別途見積りとする。  
3. 手数料の納入方法は、センターの指定する銀行口座へ振込にて支払う。  
4. 手数料の納入時期は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター確認業務約款第5条による。

**[建築設備]**

(単位 円)

申請区分 建築設備の種別	確認申請	計画変更	完了検査
昇降機	22,000	12,000	32,000
小荷物専用昇降機	10,000	7,000	20,000
HEV (併願含む)	18,000	10,000	26,000
上記以外の建築設備	22,000	12,000	32,000

【備考】 1. 昇降機、小荷物専用昇降機及びHEVは、1基についての手数料である。(建築基準法上の昇降機等に限る。)  
 2. 手数料の納入方法は、センターの指定する銀行口座へ振込にて支払う。  
 3. 手数料の納入時期は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター確認業務約款第5条による。

**[遠距離加算]**

(単位 円)

エリア	区市町村	検査1回あたりの加算額
Aエリア	23区 武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市、西東京市、東久留米市、小金井市、府中市、稲城市、国立市、国分寺市、立川市	なし
Bエリア	八王子市、町田市、多摩市、日野市、清瀬市、小平市、東村山市、昭島市、福生市、羽村市、武蔵村山市、東大和市、瑞穂町	4,000
Cエリア	青梅市、あきる野市、日の出町、桧原村、奥多摩町	8,000

【備考】 1. 交通不便地等の場所により、上記に想定した検査が実施しがたい場合には、上記に代えて別途計算した実費を加算することができる。  
 2. 島しょ部の業務については、交通費等実費相当額(宿泊を要する場合は、当該宿泊費相当額を含む。)及び1日につき21,000円(適合証明業務の現場検査と同時検査となる場合を除く。)を加えた手数料とする。

【改訂】

- 2007.6.11
  - ・ 構造計算適合性判定手数料の追加
  - ・ 年度内 4 件以上の申請による建築確認手数料減額制度の削除
- 2007.8.8
  - ・ 建築確認、中間検査及び完了検査手数料の増額（面積により 1.2～1.8 倍）
  - ・ 用途別の手数料金額を解消し、一律の料金体系に変更
- 2012.4.1
  - ・ 公益財団法人への移行による機関名称の変更
- 2013.10.1
  - ・ 法第 6 条第 1 項第 4 号（一戸建ての住宅に限る）の手数料の新設
- 2015.6.1
  - ・ 床面積 1,000 m<sup>2</sup> 越えの建築確認、中間検査及び完了検査手数料の増額（面積により 1.05～1.15 倍）
  - ・ 床面積 200,000 m<sup>2</sup> 超えの建築確認、中間検査及び完了検査手数料の追加
  - ・ 増築申請に係る既存遡及部分に関する審査手数料の追加
  - ・ 告示計算を用いる避難安全検証に係る審査手数料の追加
  - ・ 告示計算を用いる耐火性能検証に係る審査手数料の追加
  - ・ 特殊な構造計算に係る審査手数料の追加
  - ・ 構造計算適合性判定手数料を削除
  - ・ 構造計算適合性判定を省略する確認審査申請手数料 及び 構造計算適合性判定に要する事務手数料の新設
  - ・ 特定天井に関する確認審査手数料の新設
  - ・ 仮使用認定手数料の新設
  - ・ 工作物の確認申請及び完了検査手数料の区分を高さごとに変更し、手数料を増額（高さにより 1.30～4.85 倍）
  - ・ 昇降機等の確認申請及び完了検査手数料の増額（1.20 倍）
  - ・ 昇降機等の確認申請及び完了検査手数料に HEV を追加
- 2017.8.1
  - ・ 省エネ適合性判定手数料の新設